別表十六二

令

几

以

後終了事

,業年度又は連

結

事業年度

分

事業年度 旧定率法又は定率法 の償却額の計算に関する明細書 又は連結 法人名 事業年度 粨 資 御 注 意 構 造 2 【No.62】平成 28 年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構 産 細 目 3 築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構 取 Н 4 年 区 築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。 法 0 事業の用に供した年月 5 分 金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。 適用を受けるもの、 年 耐 用 年 数 表には、 6 円外 Щ 円外 円外 取得価額又は製作価額 取 7 記載してくださ 圧 縮 記 帳 に よ上積 差 引 取 (7)-(8) 償却額計算の帳簿記載 と載 得 価 減価 9 額 償 償 10 却資産の耐用年数、 【No.2】当連結事業年度に適用され 却 (2) 期末現在の積立金の額 11 額 る別表を使用していますか。 い。なお、 当 積立金の期中取崩額 12 計 期の中途で事業の用に供した資 差引帳簿記載金額 外△ $\wedge \Delta$ 算 13 (10) — (11) — (12) の 損金に計上した当期償却額 基 (1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。 前期から繰り越した償却超過額 礎 15 種 16 13 + (14 + (15) 前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 償却額計算の主礎となる金額 類等及び償 17 る 額 18 (16) — (17) 差引取得価額× 平成19年3月31 知方法の異なるごとにまとめて別行にして、 旧定率法の償却率 (16)×(19) 第 祖 償 却 額 (18)×(20) の場合 増 加 償 却 額 (21)×割増率 産又は資本的支出、 円 当 21 期 22 日以前取得分 分 23 21)+(22)) Xは((18)-算出償却 の $(16) \le (19)$ 24 $((19)-1 \, ||) \times_{\overline{60}}$ の場合 普 平 定率法の償却率 25 通 成調 前 円 Д 円 円 (3) 26 償 19 措置法又は 保 証 宻 27 却 年 償 却 保 円 円 額 Щ 証 28 $(9) \times (27)$ 限 月 改定取得価額 度 1 震災特例法による特別償却の (26) < (28) 日 改定償却率 30 額 の場合 の 以 改定 償 却 額 その合計 31 38 等 後 (29)×(30) 償 却 増 加 取 32 (26 又は(31))×割増率 計 得 欄の 額を記載できますが、 【№.63】連結親法人が中小連結親法人又は特定中小連結親法人 金額につ 34 に該当しない法人であるにもかかわらず、これらに該当しない 特はに償却と関連を受ける。 期分の と適用できない特別償却を適用していませんか。 35 【No.64】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮 特別償却限度額 償却限度額 36 いては、 前期から繰り越した特別償却不 足額又は合併等特別償却不足額 合 記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。 37 【No.65】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及 38 び償却率によって計算していますか。 耐用年数、 適用を受ける資産については、 (34) + (36) + (37)(1) 平成 当 39 償 却 額 償 不 足 額 40 差 (38) -(39) 19 引償 却 超 過 額 41 年 【No.3】前連結事業年度からの繰越額は、前連結事業年度 4 月 1 |類等及び償却方法を同じくする他 償 期からの繰 額 42 越 の個別帰属額の届出書の金額と一致していますか。 却 償却不足によるもの 43 超損容 超損容積 立金 取崩しる 金額によるもの を引合計翌期への繰越額 44 以 後に取り 額 45 (41) + (42) - (43) - (44) 翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((40) - (43) と ((36) + (37) のうち少ない金額 当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額 46 得をされた資産 他の資産と区別して 47 뭬 償 差引翌期への繰越額(46)-(47) 却 48 不 翌越 立期への繰い 足 額 当 期 分 不 足 50 で定率 綇 通格組織再編成により引き継ぐへ合併等特別償却不足 ((40)-(43))と36のうち少ない金額 [、]き額 51

措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、 特別償却限度額の計算に関する付表」 を添付してください

備考